

「第4次よしかわ行財政改革大綱」

—平成27年度～平成31年度—



namarin
yoshikawa city

【第2版】

策定日 平成28年3月



吉川市
Yoshikawa City

吉川市役所はISO9001 供給者適合宣言をしています。

目 次

I これまでの行財政改革の経緯と取り組み

- 1 第1次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成8年度～平成12年度）・・・1
- 2 第2次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成15年度～平成21年度）・・・1
- 3 緊急行財政改革プログラム（第1次分）（平成17年度～平成20年度）・・・2
- 4 緊急行財政改革プログラム（第2次分）（平成17年～平成20年度）・・・3
- 5 第3次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成22年度～平成26年度）・・・3

II 市民意識の推移と行政情報の推移

- 1 市民意識の推移（市民意識調査による）・・・・・・・・・・・・・・・・・・6
- 2 行政情報比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7
- 3 財政情報比率の推移・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

III 第4次よしかわ行財政改革大綱について

- 1 行財政改革大綱の策定にあたって・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 2 行財政改革大綱の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11
- 3 行財政改革大綱の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14
- 4 行財政改革大綱の柱立て（大柱・中柱）の構成・・・・・・・・・・・・・・14
- 5 **行財政改革大綱の改革事項**・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - I 行政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15
 - II 市民サービス・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18
 - III 財政運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・31

参考資料

- 1 第4次よしかわ行財政改革大綱策定の経緯・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・39
- 2 第4次よしかわ行財政改革大綱策定の体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・40
- 3 用語説明・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・41

I これまでの行財政改革の経緯と取り組み

当市では自治体の究極の目的である住民福祉の増進に努めてきました。そのための手段として、平成8年に「第1次よしかわ行財政改革大綱」を策定してから、これまで「第3次よしかわ行財政改革大綱」にわたり、行財政改革を行ってきました。

この間の行財政改革の取り組みでは、最少の経費で最大の効果を挙げるために、その時々々の社会情勢や経済情勢、市民ニーズ等の動向を把握し、これらの動向に沿った基本方針や重要項目を定め、その達成を目指してまいりました。

これまでの行財政改革大綱の概要については、以下のとおりです。

1 第1次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成8年度～平成12年度）

(1) 策定背景

急速な高齢化の進行、少子化、バブル経済崩壊後の景気低迷が続くなか、市制施行した当市において、地方自治の究極の目的である「住民福祉の増進」を実現すべく、「最少の経費で最大の効果」を目標として策定しました。

(2) 基本方針

『きらっと 吉川 ゆめ みらい』新たな“吉川市”の創造のために

(3) 重点事項

- ① ”きらっと”輝く市役所を創造するために
 1. 職員提案制度の導入
 2. 職員定数の抑制
- ② ”夢”を育む吉川市を創造するために
 1. 市民と行政の役割分担の明確化
 2. 押印の省略
 3. O A化の推進（財務会計システム導入、ホームページの開設）
 4. 市民参加による施設づくり（市民交流センターおあしす、防災公園）
 5. 公共施設の5市1町での相互利用
- ③ ”未来”の吉川市を創るために
 1. 審議会等の調査活動費節減
 2. 職員事務服貸与の見直し
 3. 日当の廃止
 4. 時間外勤務の縮減
 5. 公用車管理の一元化
 6. 財政の健全化
 7. 市税徴収率の向上
 8. 受益者負担の見直し（手数料条例、督促手数料の改正）
 9. 補助金・負担金の見直し
 10. 情報公開の推進（情報公開条例、個人情報保護条例の制定）

2 第2次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成15年度～平成21年度）

(1) 策定背景

長引く景気の低迷は、市の財政運営に対して大きな影響を与え、行財政運営の見直しが急務となっていました。そのような中で、第2次よしかわ行財政改

革大綱は第4次吉川市総合振興計画¹の実現を目指して策定しました。

(2) 基本方針

「市民主役」と「健全財政」

(3) 重点事項

- ①「市民主役」の視点に立った行政運営
 1. 各種計画等の電子化
 2. 市民意識調査による市民ニーズの調査
 3. ISO9001²の有効活用
- ②「協働」を活かした行政展開
 1. 自治意識の醸成(家庭系・事業系ごみ量の削減、下水道水洗化率の向上)
 2. 市民活動サポートセンターの設置
 3. 市民参加の促進(ワークショップ³の開催、パブリック・コメント⁴の実施)
- ③「効果・適正」を重視した行財政運営
 1. 事務事業評価制度⁵の導入による事務事業の見直し
 2. 補助金・負担金の見直し
 3. 民間委託の推進及び指定管理者制度⁶の活用(市民交流センターおあしす・図書館・視聴覚ライブラリー・第三保育所)
- ④「簡素・効率」を重視した行政体制
 1. 職員数の削減
 2. 再任用制度⁷の活用
 3. 職員の効率的な活用(工事検査、確定申告業務での職員の横断的配置)
- ⑤「社会変革」に対応できる行政基盤
 1. 共通する行政課題の調査・研究
 2. 積極的な権限移譲

3 緊急行財政改革プログラム(第1次分)(平成17年度～平成20年度)

(1) 策定背景

第2次よしかわ行財政改革大綱及び推進プランだけでは、今後の財源不足に対応できない状況にあったことから、追加の改革として策定しました。

(2) 重点事項

- ①内部管理経費削減の推進
 1. 特別職報酬の削減
 2. 高齢者部分休業制度の導入
- ②コストの最適化の推進
 1. 敬老祝金の見直し
 2. 重度心身障害者医療費食事療養費助成分の廃止
 3. 屋外市民プール開場期間の見直し
- ③市民サービスの向上
 1. 市役所本庁舎の総合窓口化
- ④市民負担の公平性の確保
 1. 使用料・手数料の見直し
 2. 補助金・負担金の見直し
- ⑤市税等の収納強化

1. 収納率の向上と収入未済額の解消

4 緊急行財政改革プログラム（第2次分）（平成17年～平成20年度）

（1）策定背景

平成16年12月策定の「緊急行財政改革プログラム（第1次分）」に引き続き、内部管理経費削減の推進に的を絞り、職員人件費の削減に取り組む改革として策定しました。

（2）重点事項

内部管理経費削減の推進

1. 職員数の削減
2. 職員手当（調整手当）の見直し
3. 管理職手当の抑制

5 第3次よしかわ行財政改革大綱及び推進プラン（平成22年度～平成26年度）

（1）策定背景

世界経済の冷え込み、円高や消費低迷による日本経済の不透明な先行きという状況下において、これらの変化に柔軟に対応できる行政システムへの変革が求められました。第3次よしかわ行財政改革大綱では、これらの変革に取り組むために策定しました。

（2）基本方針

「市民主役」と「健全財政」

（3）重点事項

①「市民主役」の視点に立った行政運営

1. パブリシティ⁸の充実、記者クラブへの積極的な情報提供
2. ISO9001の有効活用
3. 市民意識調査の継続的な実施

②「協働」を活かした行政展開

1. 家庭系ごみ量・事業系ごみ量の削減
2. 資源ごみリサイクル率の向上
3. 市民討議会⁹を活用した総合振興計画の策定

③「効果・適正」を重視した行財政運営

1. 行政評価を活用した行政経営の徹底（予算事業との統合）
2. 公債費比率¹⁰の安定化
3. アウトソーシング¹¹の推進（学校給食センターPFI事業¹²化）
4. 市税収納率向上と滞納額縮減

④「簡素・効率」を重視した行政体制

1. 再任用制度の活用
2. 職員の効率的な活用（工事検査、確定申告業務での職員の横断的配置）
3. 職員研修の充実・強化（時間外講座、朝活の実施）

⑤「社会変革」に対応できる行政基盤

1. 共通する行政課題の調査・研究
2. 積極的な権限移譲

(4) 総合評価

これまでの取り組みについて、重点事項毎に、達成事項と課題事項についてまとめました。課題については、第4次よしかわ行財政改革大綱につなげる必要があります。

①「市民主役」の視点に立った行政運営

パブリシティの充実では、メディアへの情報提供数を増加させ、市民への情報提供に努めることができました。ISO9001供給者適合宣言による品質マネジメントシステムを活用して、改善活動を積極的に進め、結果として運営の改善と市民サービスの向上につなげることができました。

住民票等の自動交付化では、新たな在留管理制度や社会保障・税番号制度などの制度変更の動向を見極め、二重投資とならないよう適切な時期に導入する必要があったために達成できませんでした。

市民意識調査の「吉川市全体の取り組みに対する満足度」の割合でも、約7割以上の方が、「満足・どちらかと言えば満足」と回答していますが、約2割の方は、「不満・どちらかと言えば不満」と回答しているため、市民主役とは何かを再考し、新しい視点で取り組む必要があります。

②「協働」を活かした行政展開

ごみへの取り組みは、量の削減、リサイクル率の向上共に管理指標を達成することができました。市民討議会の活用では、総合振興計画の策定時に活用し成果へとつなげることができました。

市民との協働事業の取り組みでは、協働事業提案制度¹³を平成25年度に開始するなど基盤整備を行ったため、今後は、当制度を活用した事業提案が多く出てくるよう推進を図る必要があります。また、市民参加を促進するため、市民活動団体同士の横のつながりを強化させることにより、行政を含めた、お互いの連絡・協力体制を強める必要があります。

③「効果・適正」を重視した行財政運営

市税収納率向上と滞納額縮減では、市税・国民健康保険税の収納率を高め、一定の成果を収めることができました。

時間外勤務の削減では、管理指標を大きく上回り達成することができなかつたため、引き続き、取り組んでいく必要があります。また、アウトソーシングの推進では、職員の再任用の義務化もあり、計画的に進めることができなかつたため、サービスの向上と運営費の削減を目指して、積極的な推進を図る必要があります。

④「簡素・効率」を重視した行政体制

再任用制度の活用については、管理指標を達成することができましたが、今後は、希望者に対して最長65歳までの再任用が義務化されるため、さらなる推進を図る必要があります。

また、職員研修の充実・強化では、これからも職員の質を上げていくために重要な施策となっていきます。

⑤「社会変革」に対応できる行政基盤

共通する行政課題の調査・研究では、これからも5市1町内での共通の課題について取り組みを進めることで、お互いの利益へとつなげていく必要があります。

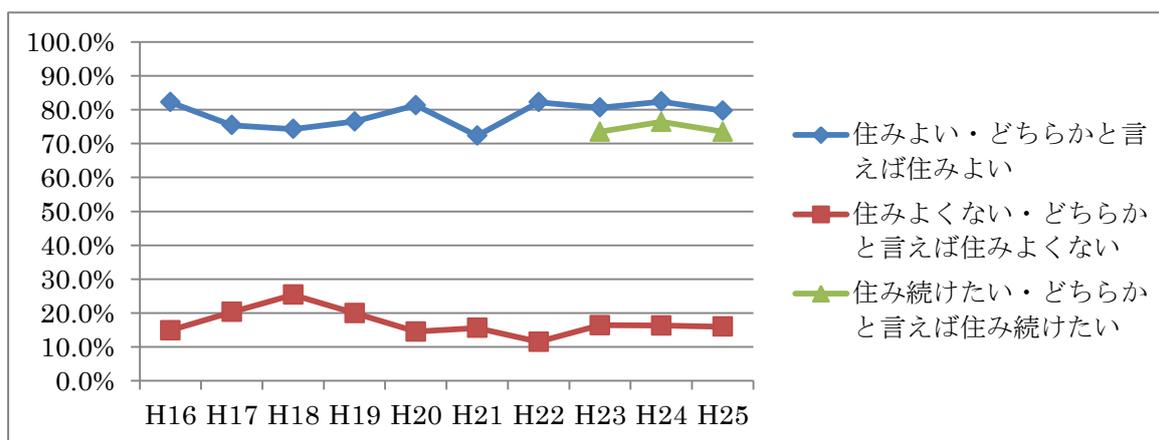
また、積極的な権限移譲の受け入れでは、これからも市民サービスの向上につながる事務や地域の課題を解決するために必要な事務を見極め、職員定数等の状況を勘案しながら、受入環境（人員）を整えることが課題となってきます。

II 市民意識の推移と行政情報の推移

前出のとおり当市では、行財政改革に取り組んできました。職員の削減や事務の簡素化等による歳出の削減、市税徴収額の向上や使用料・手数料等の見直しによる歳入の増加、さらには、協働による市民とのパートナーシップの確立による行政展開などです。そこで、広く市政運営を行う上での基礎資料として毎年度実施している市民意識調査¹⁴の結果や各種行政情報などの推移を基に、これまでの成果について検証をします。

1 市民意識の推移（市民意識調査による）

(1) 住み心地評価および定住に対する評価の推移

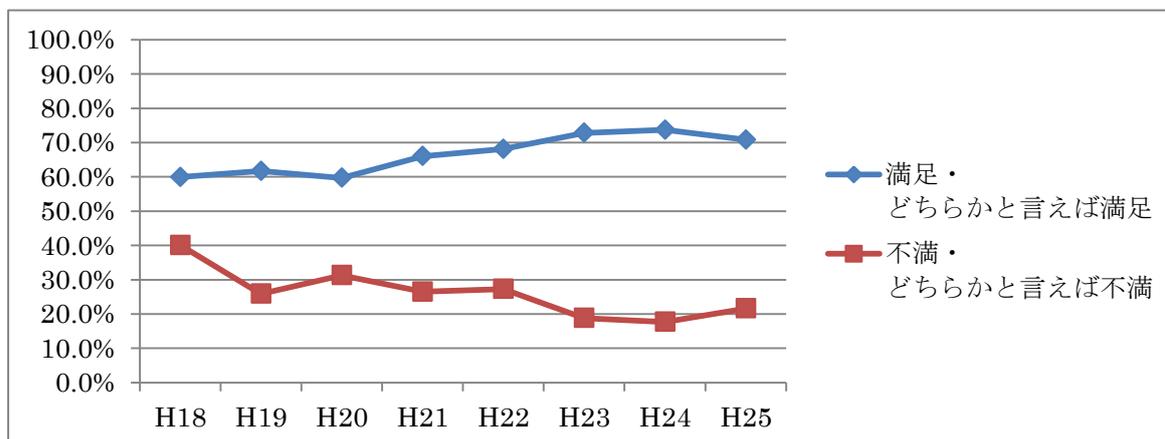


吉川市の住み心地を伺ったところ、ここ数年では約8割の方が「住みよい・どちらかと言えれば住みよい」と回答しています。この回答率は、「住みよくない・どちらかと言えれば住みよくない」と回答した方を大きく上回っています。

また、3か年の調査ではありますが、定住に対する評価のなかで「住み続けたい・どちらかと言えれば住み続けたい」と回答した方は、約7割5分にとどまっており、「住みよい・どちらかと言えれば住みよい」と回答した方とのギャップが見られます。このギャップを埋めるとともに、両者を増加傾向とすることが今後の課題です。

今後、日本の人口が減少していくなかで、吉川市では人口の増加が予測されます。吉川市に愛着を持ち、将来にわたって定住していただくためにも、これらの課題解決が必要となります。

(2) 吉川市全体の取り組みに対する満足度

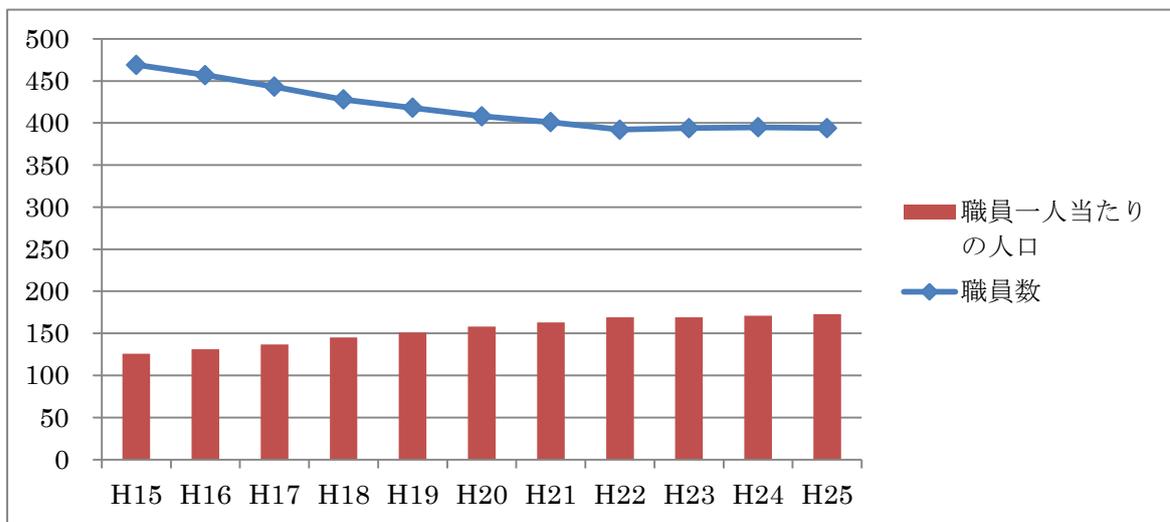


吉川市全体の取り組みに対する満足度を伺ったところ、ここ数年では約7割以上の方が、「満足・どちらかと言えば満足」と回答しています。しかしながら、平成25年度の調査では、「満足・どちらかと言えば満足」が減少し、「不満・どちらかと言えば不満」が増加している結果となっています。一過性のものとも考えられますが、是正のための対策を早急に講じる必要があります。

「第5次吉川市総合振興計画」においても、住みよさをはじめとする市民満足度の向上を目指した行財政運営を基本としています。そのため、これらの施策との関連を踏まえた対策が必要となります。

2 行政情報比率の推移

(1) 市職員数の推移

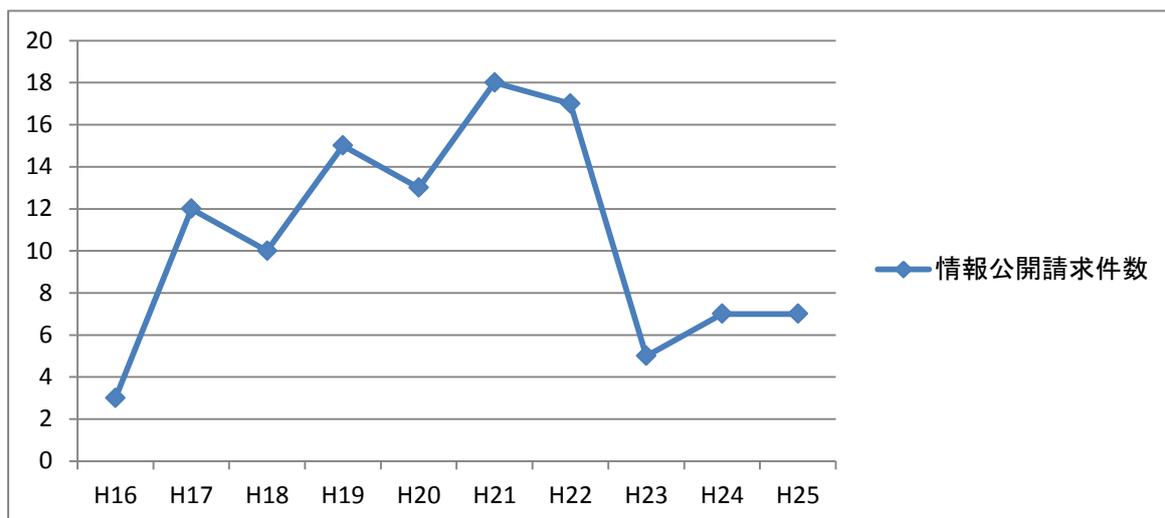


※職員数とは、各年度4月1日現在の一般職の職員数（教育長は含まない）。

市職員数の適正化については、吉川市定員適正化計画¹⁵のもと適正な配置に取り組んできました。その結果、平成15年度では469人在籍していた職員を、平成26年度では392人とし、約16%の減少を実現しました。また、職員一人当たりの人口でも、平成15年度に126人であったものが、平成25年度には173人まで上昇しました。この値は、市によって行財政運営の範囲や内容に違いがあるものの、県内の人口や産業構造を同じくする類似団体（平成25年4月1日現在）16団体のなかでも2番目に多い値となっており、少ない職員で行政運営をしていることを示しています。

これまで、可能な限り、職員数の削減に努めてきました。第5次吉川市総合振興計画¹⁶では、平成33年の将来人口を75,000人と設定しており、吉川美南地区の人口増などにより、今後の吉川市の人口は増加していくことが見込まれます。そのため、業務量に見合った職員数の確保が必要になると考えられます。

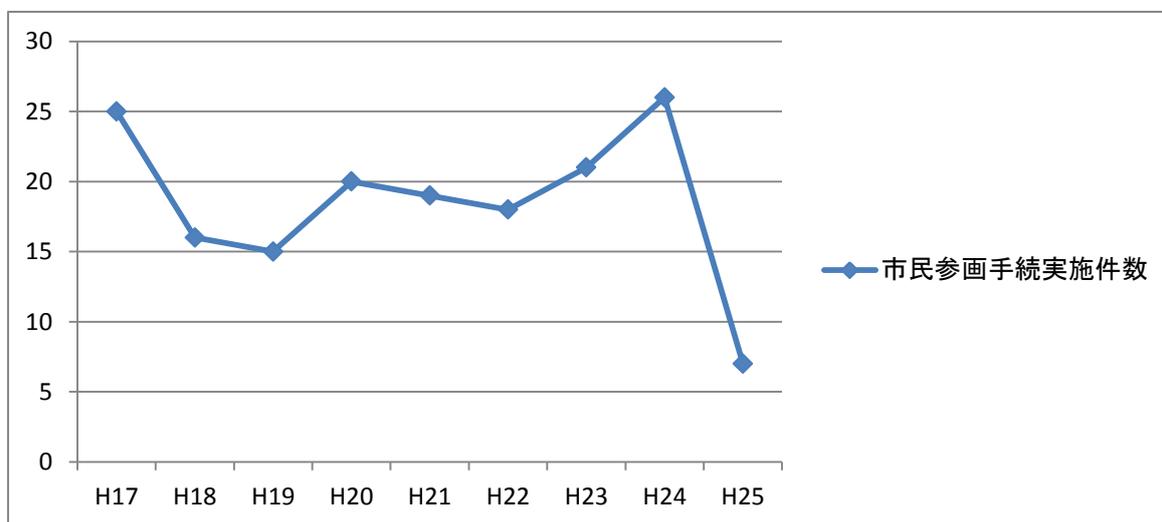
(2) 情報公開請求件数の推移



情報公開制度は、市政の透明性を確保し、市民の市政に対する理解と信頼を深めていただくことにより、市民参加のまちづくりを一層推進するためのものです。個人に関する情報であって特定の個人が識別される情報など、一部公開できない情報はありますが、基本的には、職員が職務上作成または取得した公文書や電磁的記録などは、公開の対象となります。

当制度は、平成12年度から開始された制度であり、年度によって請求件数に差は出ていますが、今後も市政に対する理解と信頼、さらには関心を深めていただく手段として、市民による活用が期待されます。

(3) 市民参画手続実施件数の推移

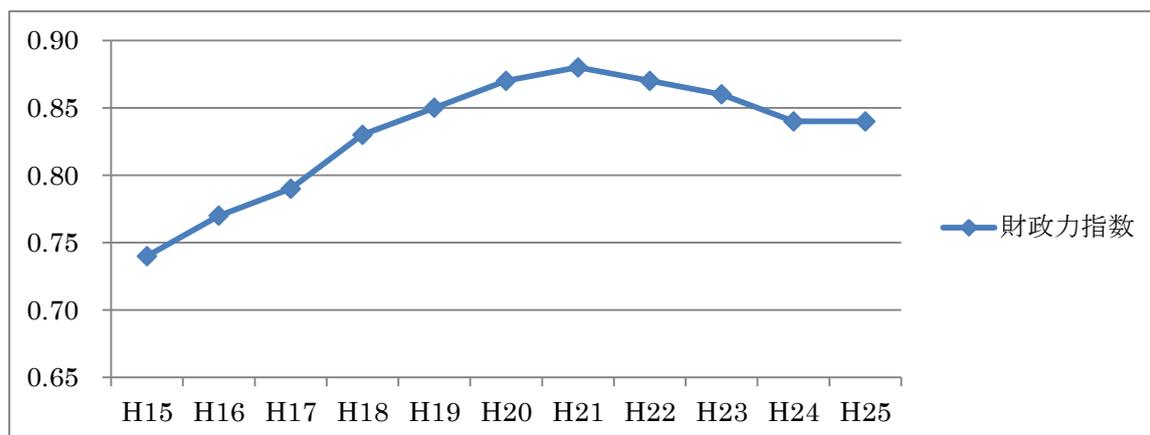


当市では、平成16年に「吉川市市民参画条例」を制定し、市民主役のまちづくりを目指して、行政活動を積極的に公開し、情報提供に努めるとともに、市政に対する市民の自主的な参加促進に努めてきました。市民参画手続には、審議会、パブリック・コメント、市民説明会等が含まれています。平成25年度の大幅な件数減少は、行政側からの市民参画手続を求める施策や事業が少なかった結果です。

今後についても、積極的に市民参画手続を活用し、市政に対する市民の自主的な参加促進に努めていく必要があります。

3 財政情報比率の推移

(1) 財政力指数の推移

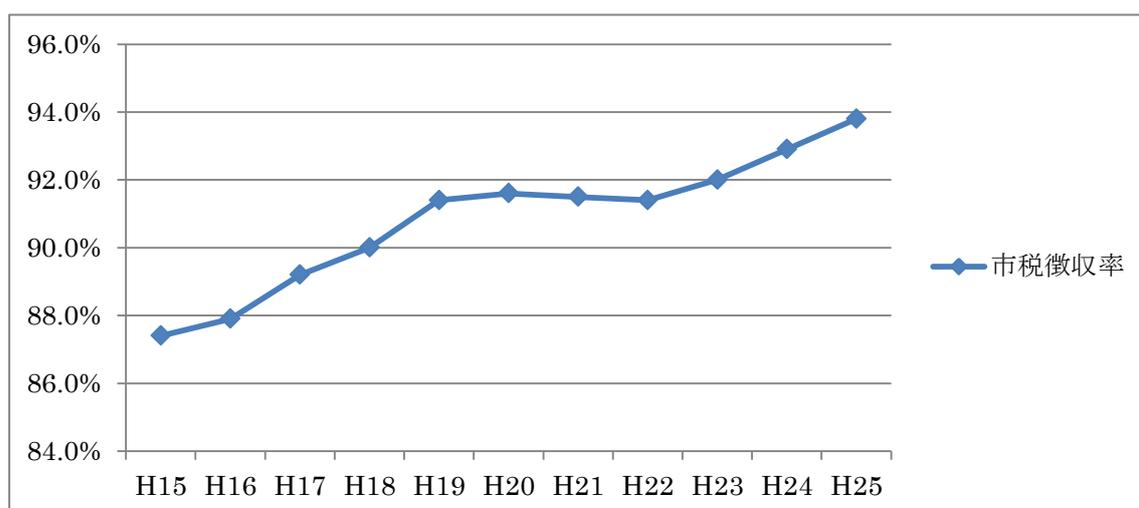


財政力指数¹⁷とは、地方公共団体の財政力の強さを示す指標で、基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値を表します。過去3年間の平均値が、1.0を超えると普通地方交付税の交付を受けない不交付団体となります。財政力指数が高いほど留保財源が大きくなり、財源に余裕があるといえます。

当市の状態は、平成22年度から景気の悪化により数値が下がっているものの、平成25年度は、市税の増加や給与の減額により持ち直しを見せています。過去10年のスパンで見ると、平均指数が0.8を超えていることから、比較的健全であるといえます。

市民からの市税が歳入の柱であることを考えると、人口減少を招かないための施策、すなわち「住みやすい」や「住み続けたい」人々をさらに増加させるための施策の立案と実行が求められていきます。

(2) 市税徴収率の推移

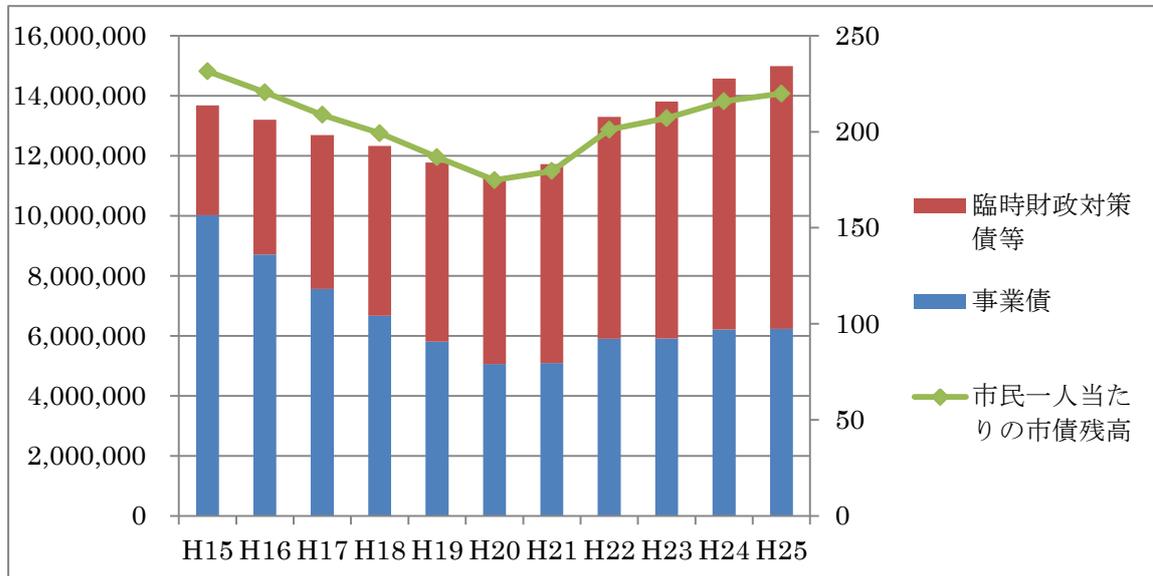


負担の公平性と財源の確保をするため、市税の徴収率向上に取り組んできました。平成15年度に現年度分と過年度分とを合わせて、87.4%であった徴収率は、組織体制の強化に取り組むことにより、平成25年度では93.8%まで

上昇しています。

市税は、市の歳入の多くを占めていることから、今後においても、積極的に市税徴収率の増加に取り組んでいく必要があります。

(3) 市債残高と市民一人当たりの市債残高



直近の10年間における一般会計の市債残高は、約110億円から150億円の間に推移しており、市民一人当たりには換算すると20万円前後で推移しています。市債残高は、平成15年度から年々減少していましたが、平成22年度に吉川美南小学校の用地購入等により市債を発行したため増額しています。また、近年では臨時財政対策債¹⁸等の割合が増しておりますが、こちらの償還費は、後年度の地方交付税で国から財政措置されます。

今後の動きとしては、新庁舎の建設等が予定されていますので、次世代の市民への負担を軽減する意味も含めて、長期的な視点を持ち、総合的かつ計画的な財政運営をしていく必要があります。

Ⅲ 第4次よしかわ行財政改革大綱について

1 行財政改革大綱の策定にあたって

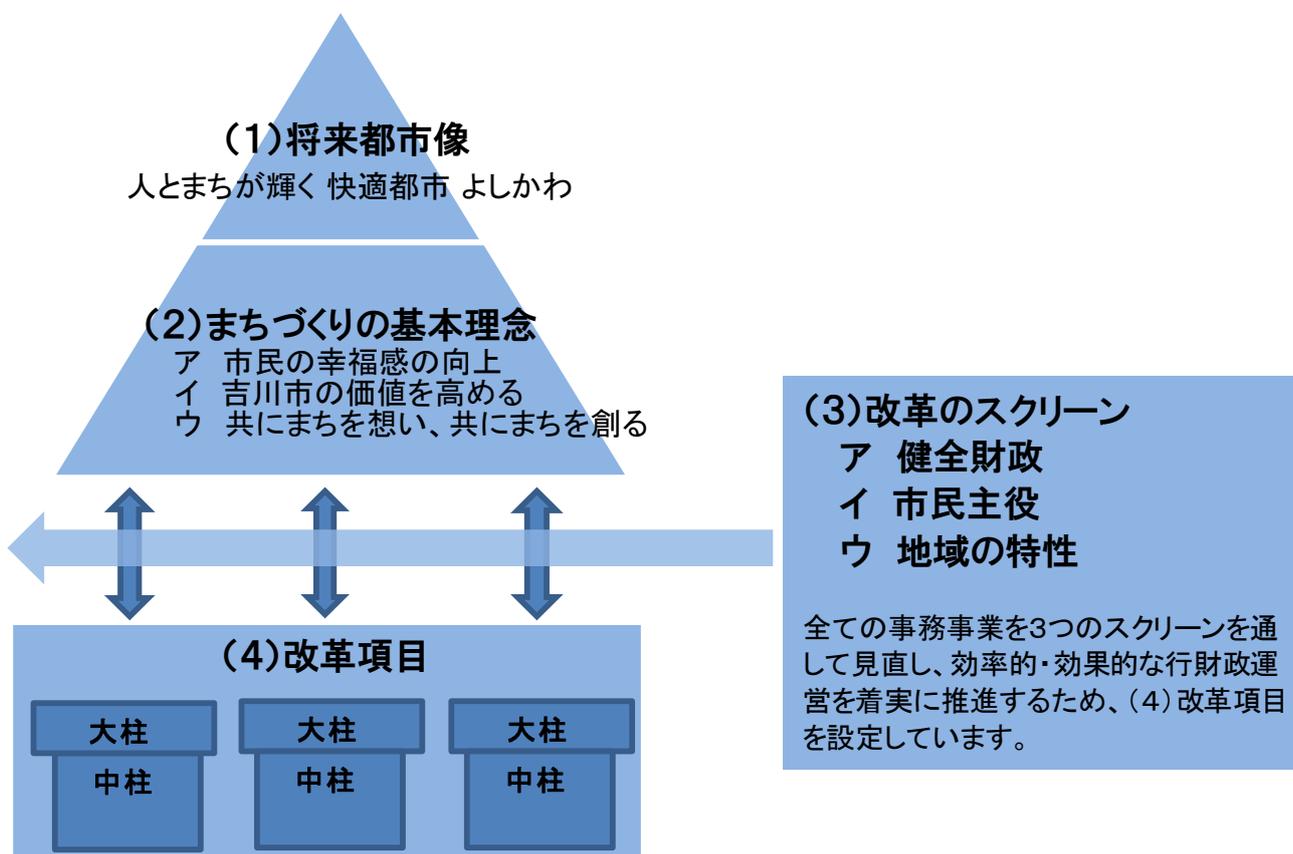
当市では、平成8年に「行財政改革大綱」を策定してから、これまで「第3次よしかわ行財政改革大綱」に至る今日まで、行財政改革に取り組んできました。これまでの行財政改革の取り組みは、コスト削減に取り組む「削減型」行政改革のものが多くありましたが、今後は、人口増加とそれに伴う行政需要の拡大が予測され、コスト削減にも限りが出てくることから、今ある経営資源の効果的な活用に視点を置いた行財政改革を図る必要が出てきます。そのため、事業を企画・立案するなかで、事業の相関性を意識し、費用対効果を勘案しながら事業に優先順位をつけて実施していき、他の施策へのプラスの影響の高い事業に力を注いでいるかなどについて確認しなければなりません。

平成33年度を目標年次とする「第5次吉川市総合振興計画」が目指す市の将来都市像の実現に向けて、さらなる行財政改革に取り組むために「第4次よしかわ行財政改革大綱（以下、「本大綱」という。）」を定めます。

2 行財政改革大綱の体系

本大綱は、今後の市政運営の方針を示すことを目的に作成された「吉川市総合振興計画」の推進を図るために、効率的・効果的な行財政運営の指針とするものです。そのため、本大綱においても、第5次吉川市総合振興計画の目指すまちな姿である「将来都市像」とまちづくりの指針である「まちづくりの基本理念」を共有します。

そして、全ての事務事業を行財政改革の視点である「改革のスクリーン（健全財政・市民主役・地域の特性）」を通して見直しを行い、特に、効率的・効果的な行財政運営を着実に推進するための改革項目を設定しています。



(1) 将来都市像とは

将来都市像「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」は、第5次吉川市総合振興計画において、当市が平成33年度までに目指すべきイメージとしたものです。

吉川市の特徴である田園（自然）風景を残し、市民の安らぎの空間を保ちつつ、新たなまちづくりを活かし、人の交流や働く場を産み、仕事も生活も充実することで、全ての市民の暮らしが快適になり、活力あふれるまちが実現される姿を表したものです。

(2) まちづくりの基本理念

まちづくりの基本理念は、第5次吉川市総合振興計画において、全ての施策に関わる基本的な考え方として、次の3つを位置付けています。

ア 市民の幸福感の向上

まちづくりの最終目標は、市民一人ひとりの福祉（幸福感）の向上にあります。このため、吉川市では、市民の幸福感が満たされるまちづくりを進めます。

イ 吉川市の価値を高める

みどり豊かな自然環境、住みやすい住環境、人と人の結びつき、歴史など、吉川市には、先人達が築き、また守ってきた特色があります。このため、吉川市では、今ある特色を一層活用し、吉川市の価値を高めるまちづくりを進めます。

ウ 共にまちを想い、共にまちを創る(共想・共創)

価値観が多様化するなか、吉川市にかかわる全ての人々が、将来に向けたまちづくりの理念を共に想い描き、めざすべき姿に向かって、それぞれの立場と能力を活かして共にまちづくりを進めます。

(3) 改革のスクリーン

改革のスクリーンは、全ての事業が効率的・効果的に実施しているか否かを、行財政改革の視点から確認するものです。また、事業全体のバランスを考え、過去の概念にとらわれず、費用対効果を勘案しながら事業に優先順位をつけて実施しているか、事業の相関性を意識し、他の施策へのプラスの影響の高い事業に力を注いでいるかなどについても確認するものです。

ア 健全財政

行財政改革においてキーとなる言葉であり、安定した財政基盤の構築に取り組むことは、今後の人口問題や少子高齢化といった社会情勢を考えると重要な要因です。市民サービスの維持・向上を図りながら効率的・効果的な行財政運営を行うためには、限られた行政経営資源（ヒト＝職員、モノ＝施設などの資産、カネ＝予算や、情報）を有効活用し、最少の経費で最大の効果を上げる必要があります。すなわち、コスト意識をもって行財政運営に努め、横断的な取り組みによる効率的・効果的な事業実施の必要があります。

視点

- ・ 同じ予算額であるなら、最も質の高いサービスを提供していますか。
- ・ 国や県等の補助金を積極的に活用していますか。
- ・ 新たな歳入を生み出す工夫をしていますか。
- ・ 成果指標の実績を踏まえ、更なる成果の向上に向けて取り組んでいますか。
- ・ 活動指標の実績、手段等を踏まえ、更なるコスト改善に取り組んでいますか。
- ・ 業務の効率化による人件費（人工）削減に取り組んでいますか。
- ・ 横断的な取り組みにより効率的・効果的な事業を実施していますか。

イ 市民主役

市民サービス提供にあたっては、市民ニーズの変化を常にとらえて見直しを行い、市民の視点に立った事業の選択や業務の点検・改善を行わなければなりません。そうすることにより、市民にとって身近なものとなり、市民が求めている事業を行うことができます。

また、市民と行政とが相互に信頼し合えるより良い関係を築くことが重要です。それには、市民と行政がともに考え、知恵を出し合って行動するという協働の意識が必要です。さらに、市民の自治意識や行政への関心を高め、政策形成をはじめとする行政活動に対して市民の参加を拡充するなど、市民の参加を促進することが求められます。

視点

- ・ アンケート等で市民ニーズをとらえて事業を進めていますか。
- ・ 市民満足度の向上に向けた事業をしていますか。
- ・ 行政情報を積極的に提供していますか。
- ・ 市民参加の仕組みを検討していますか。
- ・ 市民との協働の取り組みを推進していますか。
- ・ 市民の参加や協力を得る取り組みを行っていますか。

ウ 地域の特性

地域に住む人のニーズを的確に把握し、各地域の特性を活かした事業を推進していく必要があります。また、地域にある資源を発掘・有効に活用し、地域の実情に応じた事業を行う必要があります。その結果として、市民が豊かさを感じられるまちづくりが進み、市民満足度の向上へとつながります。

また、少子高齢化と人口減少問題が叫ばれているなか、吉川市の価値を高め、他地域へPRを行い、人口の増加を図っていく必要もあります。

視点

- ・ 吉川市の価値を高める事業をしていますか。
- ・ 吉川市の特性を活かした事業をしていますか。
- ・ 各地域の特性を活かした事業をしていますか。
- ・ 少子化対策を検討していますか。

- ・ 人口増加を検討していますか。

(4) 改革項目

全ての事務事業を3つのスクリーンを通して見直し、特に、効率的・効果的な行財政運営を着実に推進するための改革項目を、設定し分類しています。

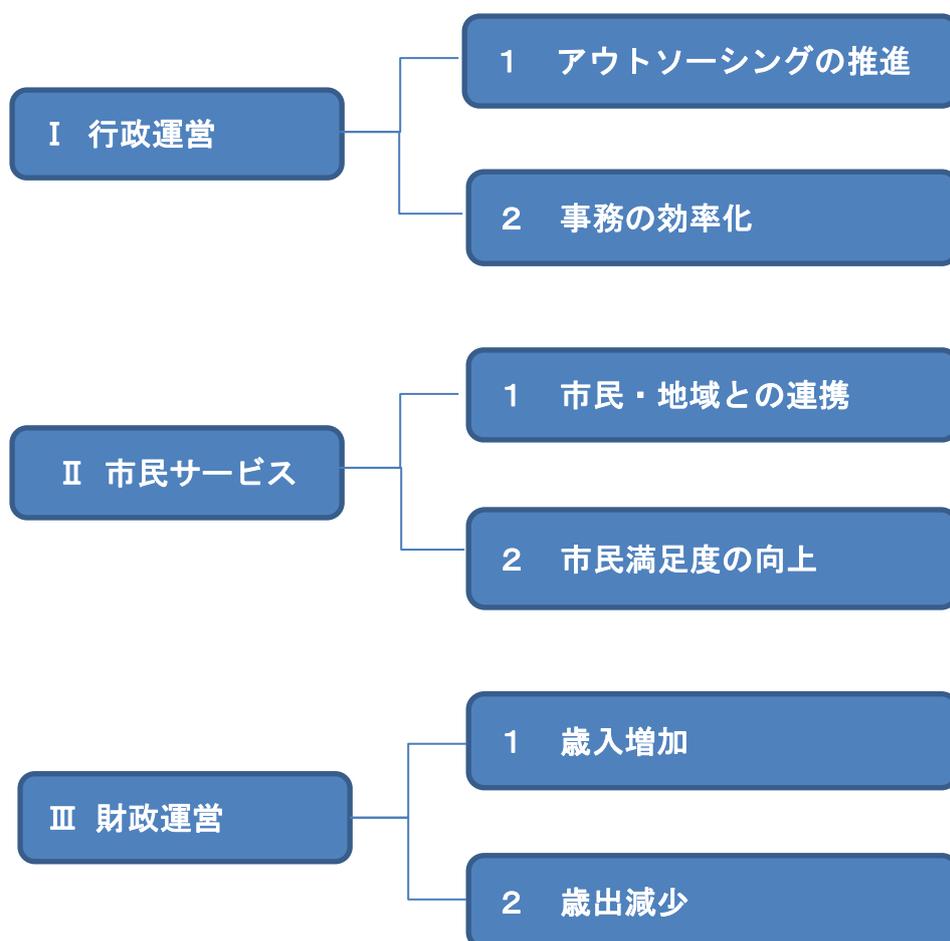
3 行財政改革大綱の期間

本大綱の推進期間は、平成27年度から平成31年度までの5年間とします。

なお、社会情勢の変化や制度改正などに対応するために、必要に応じて、改定を行っていきます。

4 行財政改革大綱の柱立て（大柱・中柱）の構成

本大綱は、次の体系のとおり、「行政運営」、「市民サービス」、「財政運営」の3つの大柱と、「アウトソーシングの推進」、「事務の効率化」、「市民・地域との連携」、「市民満足度の向上」、「歳入増加」、「歳出減少」の6つの中柱で構成しています。これらの構成に基づき、改革項目を設定していきます。



5 行財政改革大綱の改革事項

I 行政運営

最少の経費で最大の効果を挙げるといふ行政運営の目的を達成するために、行政運営全般における事業の評価・見直しを常に実施し、無駄のない簡素で効率的な行政活動を推進していきます。また、社会情勢の変動に応じた行政環境の変化（例えば、職員数の見直し等）による影響を極力排除して事務事業を円滑に遂行することで、市民に対して質の高い行政サービスを提供し続けるようにします。

そのなかで、「アウトソーシングの推進」については、施設運営への指定管理者制度の導入など、アウトソーシングの効果的な方法を継続的に検討するとともに、平成28年度中には各施設における管理運営のアウトソーシングの可否とスケジュールについて全体的な検討を行い、そこで定まった方向性に基づいて、効率的に公共施設を管理運営していきます。

「事務の効率化」については、様々な課題や新たな行政需要に対して、迅速かつ的確に対応していくため、総合振興計画の実現に向けた組織体制の見直しを行います。また、事務事業評価シートの活用による、PDCAマネジメントサイクルを円滑に進め、継続的改善に努めていきます。

| 大 柱 | 中 柱 | 改 革 項 目 | 頁 |
|-------------------------------------|---------------|--------------------------|----|
| I 行政運営 | 1 アウトソーシングの推進 | ①アウトソーシングの推進（総合体育館） | 16 |
| | | ②アウトソーシングの推進（屋内市民プール） | 16 |
| | | ③アウトソーシングの推進（屋外市民プール） | 16 |
| | | ④アウトソーシングの推進（旭公園球場） | 16 |
| | | ⑤アウトソーシングの推進（テニスコート） | 16 |
| | | ⑥アウトソーシングの推進（児童館ワンダーランド） | 16 |
| | | ⑦アウトソーシングの推進（第一保育所） | 16 |
| | | ⑧アウトソーシングの推進（第二保育所） | 16 |
| | | ⑨アウトソーシングの推進（環境センター） | 16 |
| | | ⑩アウトソーシングの推進（中央公民館） | 16 |
| | | ⑪アウトソーシングの推進（平沼地区公民館） | 16 |
| | | ⑫アウトソーシングの推進（東部地区公民館） | 16 |
| | | ⑬アウトソーシングの推進（美南地区公民館） | 16 |
| | | ⑭アウトソーシングの推進（旭地区センター） | 16 |
| | 2 事務の効率化 | ①総合振興計画の実現に向けた組織の整備 | 17 |
| | | ②事務事業評価シートの活用 | 17 |
| ③吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業を円滑に推進するための業務発注 | | 18 | |

1 アウトソーシングの推進

| 大柱-中柱-番号 | I-1-①～⑭ | 改革事項 | アウトソーシングの推進 | | | |
|--------------------|--|------------|----------------|--------|--------|--|
| 担当課 | 関係各課 | 事務事業名 | アウトソーシングの推進事業等 | | | |
| 改革内容 | これまで、直営で行ってきた公共施設の管理運営において、指定管理者制度等の導入によるアウトソーシングの推進を図ってきました。今回の第4次よしかわ行財政改革大綱では、28年度中に各施設における管理運営のアウトソーシングの可否とそのスケジュールについて全体的に検討します。そこで定まった方向性に基づき、効率的に公共施設を管理運営していきます。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 管理運営を直営からアウトソーシング化することにより、民間等のノウハウを活用したサービスの向上と経費の削減が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | |
| 総合体育館 | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 屋内市民プール 屋外市民プール | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 旭公園球場 | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| テニスコート | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 児童館ワンダーランド | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 第一保育所 第二保育所 | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 環境センター | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 中央公民館 | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 平沼地区公民館 | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 東部地区公民館 | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 美南地区公民館 | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |
| 旭地区センター | 方向性を検討・決定 | 方向性に基づき、実施 | | | | |

2 事務の効率化

| | | | | | | |
|----------|--|--------|--------------------|--------|--------|--|
| 大柱-中柱-番号 | I-2-① | 改革事項 | 総合振興計画の実現に向けた組織の整備 | | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 人事管理事務 | | | |
| 改革内容 | 総合振興計画の実現に向けた組織を整備していきます。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 既存の組織の枠を超えた新たな発想による事業展開を進めることができます。また、スピード感ある意思決定が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|--|--------|--------------|--------|--------|--|
| 大柱-中柱-番号 | I-2-② | 改革事項 | 事務事業評価シートの活用 | | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 行財政改革推進事業 | | | |
| 改革内容 | 「第4次よしかわ行財政改革大綱」で掲げた個々の改革項目を着実に実施していくために、事務事業評価システムを有効活用し、進捗管理と目標管理を進めていきます。具体的には、評価と課題を次年度の施策に生かすことで、PDCAサイクルを回し、効果の出る施策を実行します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 事務事業評価シートを「一般会計・特別会計主要施策成果表」で活用する他に、「第4次よしかわ行財政改革大綱」の進捗管理にも活用することで、事務の簡素化が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|------------------------------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | I-2-③ | 改革事項 | 吉川美南駅東口周辺地区土地区画整理事業を円滑に推進するための業務発注 | | | |
| 担当課 | 都市計画課 | 事務事業名 | 吉川美南駅周辺地域都市計画決定事業 | | | |
| 改革内容 | 土地区画整理事業を円滑に推進するため、事業に関する調査、計画、設計、業務支援等の業務のうち、提案効果の高い業務を公募型のプロポーザル方式により発注し、優れた技術提案を行った事業者を選定していきます。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 民間のノウハウなどを活用した効率的・効果的な事業を展開することにより、土地区画整理事業をより円滑に推進することができます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 準備 | 実施・発注 | | | | |

II 市民サービス

市民サービスの向上を図ることは、住みよさをはじめとする市民満足度の向上を目指す上で必要不可欠なものです。市が市民に対して提供するサービスは、画一的なサービスの提供だけではなく、多様化・高度化する市民ニーズに対して、市民の視点に立った質の高いサービスが求められています。

そのなかで、「市民・地域との連携」については、広く市民の意見を把握するとともに、行政情報を積極的に公開し、行政運営における公平・公正の確保と透明性の向上を図り、市政への市民参加を充実する必要があります。地域のことは、その地域住民が互いに協力し、助け合いながら、自ら解決していくことが求められています。そうした活動への適切な支援に努め、地域と行政が協力体制を築いていきます。

また、市と市民とが対等なパートナーシップを組み、市職員だけではなく、地域の事情や資源に通じている人や団体、ノウハウを持つ専門的な人や団体と事業を実施することで、お互い効果的に地域の課題を解決していくまちづくりをすすめていきます。

「市民満足度の向上」については、市民サービスを、より迅速に、より効率的・効果的に提供することができるよう、市職員による改善運動に引き続き努め、市民サービスの向上につなげていく必要があります。また、職員研修の充実により、自己改革をしていくなかで、当該地域を十分に踏査・観察し、地域づくりの

担い手としての自覚を持ち、柔軟な発想で地域の実情にあった行政を推進できるよう、意識改革を進めて、職員の質を高める必要があります。

| 大 柱 | 中 柱 | 改 革 項 目 | 頁 |
|----------|-------------|-----------------------|----|
| Ⅱ 市民サービス | 1 市民・地域との連携 | ①市民ニーズの的確な把握 | 20 |
| | | ②参加対象者の拡大 | 20 |
| | | ③「わかりやすい予算書・決算書」の作成 | 21 |
| | | ④市民参画手続の積極的な活用 | 21 |
| | | ⑤市民との協働事業の取り組み | 22 |
| | | ⑥市民活動の活性化 | 22 |
| | | ⑦自主防災組織の育成 | 23 |
| | | ⑧資源ごみリサイクル率の向上 | 23 |
| | | ⑨地区計画制度などの活用 | 24 |
| | | ⑩公園施設等の管理の充実 | 24 |
| | | ⑪違反広告物簡易除却推進員の認定 | 25 |
| Ⅱ 市民サービス | 2 市民満足度の向上 | ①広報の充実 | 25 |
| | | ②改善処置の更なる推進 | 26 |
| | | ③職員提案制度の充実 | 26 |
| | | ④シティプロモーションの推進 | 27 |
| | | ⑤ISO9001を活用した市民満足度の向上 | 27 |
| | | ⑥戦略的な職員採用 | 28 |
| | | ⑦職員研修の充実 | 28 |
| | | ⑧入札制度改革 | 29 |
| | | ⑨証明書等のコンビニ交付の実施 | 29 |
| | | ⑩保育所及び地域型保育事業の整備推進 | 30 |
| | | ⑪既存木造建築物の耐震化を促進する。 | 30 |

1 市民・地域との連携

| | | | | | |
|----------|---|----------|-------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-① | 改革事項 | 市民ニーズの的確な把握 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 市民意識調査事業 | | |
| 改革内容 | 市民の意向(満足度・重要度)や意識を調査・把握し広く市政運営を行う上での基礎資料とするために、今後も市民意識調査を継続的に実施していきます。また、調査結果を翌年度の市政運営に迅速に反映するために、調査時期を年度前半へと移行します。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 市民ニーズに対応した行政運営が図られます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| |  | | | | |

| | | | | | |
|----------|--|----------|-----------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-② | 改革事項 | 参加対象者の拡大 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 見たい知りたいきらっと吉川事業 | | |
| 改革内容 | 見たい知りたいきらっと吉川事業では、成人の方を参加対象者としているところですが、今後は、子供を含めた参加対象者とする事で、親子での参加や休日の開催を実施します。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 参加者の増加とそれに伴う広聴の機会の増加が図られます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| |  | | | | |

| | | | | | | |
|----------|--|----------|-----------------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-③ | 改革事項 | 「わかりやすい予算書・決算書」の作成 | | | |
| 担当課 | 財政課 会計課 | 事務事業名 | 予算編成・予算管理事務 決算事務事業 | | | |
| 改革内容 | 市民向けの「わかりやすい予算書・決算書」について研究した上で、予算書だけでは分かりづらい事業内容などについても表記された予算書・決算書を補完する資料を作成・公表します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 予算書・決算書を分かりやすく公表することで、市民の方の行政理解を深めることができるのと同時に、行政への市民参画の促進が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 検討 | | 平成29年度予算書・決算書から実施 | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|---------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-④ | 改革事項 | 市民参画手続の積極的な活用 | | | |
| 担当課 | 市民参加推進課 | 事務事業名 | 市民参画推進事業 | | | |
| 改革内容 | 市民参画審議会を開催し、市民参画に関する意見や提案をいただきながら、市民参画手続をはじめ、市民参画全般に関する情報提供を行っていきます。特に、庁内広報誌の発行及び職員研修を通して、職員の意識の醸成を推進します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 市民参画手続が浸透することにより、市民から寄せられる意見が増加することが見込まれます。また、市民の市政への関心度の向上につながります。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 継続して実施 | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|---------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-⑤ | 改革事項 | 市民との協働事業の取り組み | | | |
| 担当課 | 市民参加推進課 | 事務事業名 | 協働推進事業 | | | |
| 改革内容 | 市民と行政との協働に関する基本指針に基づき、協働を推進する体制づくりの検討や協働事業の評価について検証していきます。特に、庁内広報誌の発行及び職員研修を通して、職員の意識の醸成を推進します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 市民との積極的な協働事業の取り組みにより、市民の自治意識の高揚や協働事業の提案が増加することが見込まれます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| |  | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|--|--|----------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-⑥ | 改革事項 | 市民活動の活性化 | | | |
| 担当課 | 市民参加推進課 | 事務事業名 | 市民活動推進事業 | | | |
| 改革内容 | 市民活動団体へ市民活動サポートセンターでのパソコンや印刷機などの機材の貸与や人材の育成による支援を行い、開室時間を長くすることで、団体同士の交流が図れるようにします。また、市民活動補償制度の周知を行っていきます。あわせて、埼玉県からの権限移譲により、NPO法人認証事務を実施していきます。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 市民活動団体の自立を促進し、団体同士のネットワークを構築することにより、協働のまちづくりに寄与することが見込まれます。また、市民活動補償制度に登録することにより、安心して市民活動に携わることができます。あわせて、NPO法人認証事務が市役所窓口で行えるようになることで、事務手続きが容易になり、NPO法人の増加が見込まれ、市民活動の活性化が期待できます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| |  |  | | | | |

| | | | | | |
|----------|--|----------|-----------------|----------|-----------------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-⑦ | 改革事項 | 自主防災組織の育成 | | |
| 担当課 | 市民安全課 | 事務事業名 | 防災組織支援育成事業 | | |
| 改革内容 | 自主防災組織が未設立の自治会に対し、防災講習会の開催など、組織の設立に向けた支援を行います。また、自主防災組織に対し、防災資機材や防災訓練の事業費補助、防災リーダー認定講習会の開催など、組織の強化に向けた支援を行います。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 自主防災組織による防災資機材の整備や防災訓練の実施、防災知識の普及活動などが行われます。このことにより、災害時には、自主的かつ組織的な地域住民による災害対策活動が行われ、市民の生命や身体、財産などの被害を最小限にとどめることができます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 組織設立自治会 54団体 | | 組織設立自治会 57団体 | | 組織設立自治会 65団体 |

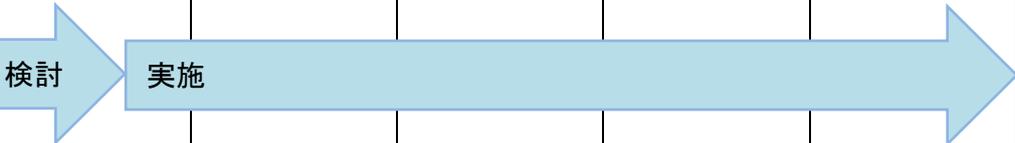
| | | | | | |
|----------|--|----------|----------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-⑧ | 改革事項 | 資源ごみリサイクル率の向上 | | |
| 担当課 | 環境課 | 事務事業名 | 不燃ごみ資源化事業 | | |
| 改革内容 | 東埼玉資源環境組合の平成26年度ごみ組成調査によると、可燃ごみのうち紙類は20.2%を占め、そのうち14.4%はリサイクル可能な資源となっています。そのリサイクル可能な紙類を資源化するため雑がみ袋を配布し、市民の資源ごみに対するリサイクル意識の向上を図り、紙・衣類及びペットボトル収集量の増加に努めるとともに、資源回収協力団体の増加に努めます。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 資源ごみの適切な収集及び分別処理によりリサイクル率を高め、環境への負荷を軽減し、循環型社会の構築に貢献できます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 資源回収団体数目標 63団体 | | 資源回収団体数目標 66団体 | | |

| | | | | | |
|----------|---|----------|-------------------|----------|-------------------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-⑨ | 改革事項 | 地区計画制度などの活用 | | |
| 担当課 | 都市計画課 | 事務事業名 | 都市計画決定・変更事業 | | |
| 改革内容 | 防災面において課題を抱えている平沼周辺地区において、地区住民等で構成するまちづくり協議会とともに、地区の特性や課題に応じた地区計画と準防火地域の指定などを進めていきます。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 土地利用と建築物等がきめ細かく規制、誘導され、災害に強く、安全で快適に暮らせるまちが形成できます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 本吉川地区 | | 吉川橋周辺地区 平沼西部地区 | | (仮称)吉越橋周辺地区・吉川保地区 |

| | | | | | |
|----------|--|----------|-------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-⑩ | 改革事項 | 公園施設等の管理の充実 | | |
| 担当課 | 道路公園課 | 事務事業名 | 公園維持管理事業 | | |
| 改革内容 | 協定を締結し、自治会などの団体に公園の管理の一部を実施していただきます。市からの支援として、報償費の交付、ごみの回収、工具の貸し出しといった事を行います。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 地域住民が公園の美化活動を通じて、地域のコミュニケーションの向上を促進し、公園に対する愛着が生まれるとともに、公園におけるいたずら等の抑制効果が図られます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 委託公園数1カ所増 | | 委託公園数1カ所増 | | |

| | | | | | |
|----------|---|----------|-----------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-1-⑪ | 改革事項 | 違反広告物簡易除却推進員の認定 | | |
| 担当課 | 建築課 | 事務事業名 | 屋外広告物審査事務事業 | | |
| 改革内容 | 道路敷地内の電柱や街路樹に貼り出された違反広告物を、市民ボランティアの協力により除却していただきます。工具の貸与、除去した違反広告物の処理を市が行います。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 違反広告物を除却することにより、街なみがきれいに、道路の見通しが良くなり、安全で住みよい魅力ある街並みが形成されます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| |  | | | | |

2 市民満足度の向上

| | | | | | |
|----------|--|----------|-------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-① | 改革事項 | 広報の充実 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 広報よしかわ等発行事業 | | |
| 改革内容 | 市民が興味を持つ広報紙を作成することにより、市民の広報紙への関心を高めるようにします。また、電子データによる配信を行います。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 市民が関心を持つ広報紙を作成し、あらゆる方法で配布をすることにより、広報紙を通じて市民に必要な情報や市政に関する情報を提供することとなり、併せて、更なる広報紙への関心の向上につながります。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| |  | | | | |

| | | | | | |
|----------|---|----------|-------------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-② | 改革事項 | 改善処置の更なる推進 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | ISO9001 供給者適合宣言事業 | | |
| 改革内容 | 吉川市品質マニュアルにおいて導入した改善処置を活用し、引き続き継続的な改善に努め、庁内広報誌の発行及び職員研修を通して、職員の意識の醸成および積極的な制度活用を推進します。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 引き続き、継続的な改善を行うことにより、更なる市民サービスの向上と事務の効率化が図られます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 取り組みを一層充実して実施  | | | | |

| | | | | | |
|----------|--|----------|------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-③ | 改革事項 | 職員提案制度の充実 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 職員意識改革推進事業 | | |
| 改革内容 | 職員が、他課業務のさらなる改善に向けて、日々の業務のなかで気づいたことを、職員提案制度によりアイデアや意見を提案していきます。庁内広報誌の発行を通して、職員の意識の醸成および積極的な制度活用を推進します。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 職員提案制度を充実させることで、職員の意識改革を促すとともに、事務の改善と市民サービスの向上が図られます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 取り組みを一層充実して実施  | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|---------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-④ | 改革事項 | シティプロモーションの推進 | | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | シティプロモーション事業 | | | |
| 改革内容 | 地域の持続的な発展と活性化のため、地域の魅力・情報を市内外に効果的に発信することを目的として、シティプロモーション施策を実施します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 自治体の知名度向上、情報交流人口の拡大、交流人口の増加、定住人口の増加、既存住民の愛着心向上による転出抑制、企業誘致などへとつながります。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 基本方針策定 | | 実施計画策定 | | 実施 | |

| | | | | | | |
|----------|--|----------|-----------------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-⑤ | 改革事項 | ISO9001 を活用した市民満足度の向上 | | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | ISO9001 供給者適合宣言事業 | | | |
| 改革内容 | 現在、ISO9001 供給者適合宣言により、市民満足度の向上に向けた継続的改善に努めているところでありますが、平成 27 年度に国際規格 ISO9001 が改訂されます。それに伴い、当市の品質マニュアルを改訂し、ISO9001 に則った継続的改善を引き続き実施します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 引き続き、品質マネジメントシステムを活用した継続的な改善を行い、市民満足度の向上が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 品質マニュアルを改訂 | | 改訂した品質マニュアルに基づき、実施 | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|----------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-⑥ | 改革事項 | 戦略的な職員採用 | | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 職員採用事務 | | | |
| 改革内容 | 職場見学会や大学等を訪問し採用説明会を開催する等、積極的なPR活動を行います。また、受験資格の年齢制限を引き上げて、民間企業等経験者を対象とした採用試験を実施します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 職員採用試験の受験者増加と優秀な人材の確保が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|----------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-⑦ | 改革事項 | 職員研修の充実 | | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 職員研修事業 | | | |
| 改革内容 | 職務に必要な知識・技能を修得するだけでなく、多種多様な行政課題に対して柔軟、迅速かつ的確に対応できる幅広い視野や先見力をもって時代をリードできる政策形成を行う力を養うために、コミュニケーション能力や専門知識分野等の研修を実施していきます。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 社会状況の変化や法制度の改正に的確に対応できるようにします。また、実務派遣研修等を通じ、視野を広め、柔軟な発想による業務の実施が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|-------------------------------|--|----------|----------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-⑧ | 改革事項 | 入札制度改革 | | | |
| 担当課 | 財政課 | 事務事業名 | 契約事務事業 | | | |
| 改革内容 | 建設工事における一般競争入札の対象は、設計額が3千万円を超える工事としていますが、この設計額を引き下げること対象物件を拡大します。また、業務委託での最低制限価格の設定を行います。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 一般競争入札の対象を拡大することにより、入札の透明性、公正性がより一層高まります。また、業務委託での最低制限価格の設定については、ダンピング受注の排除をすることで、品質の確保及び労働者の適正な労働環境の確保が可能となります。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 一般競争入札対象拡大について検討 | | 適時実施 | | | |
| 業務委託での最低制限価格の設定について研究・検討・適時実施 | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|--|----------|----------------|------------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-⑨ | 改革事項 | 証明書等のコンビニ交付の実施 | | | |
| 担当課 | 市民課 | 事務事業名 | 住民票自動交付化事業 | | | |
| 改革内容 | コンビニ交付を実施すると、コンビニ交付に参加する全国のコンビニにおいて、個人番号カードを利用して、キオスク端末で住民票の写し等の証明書が容易に取得できるようになります。コンビニ交付の実施について方向性を検討し、それに基づき、実施します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 本人が必要とする住民票の写しや印鑑証明及び戸籍証明の取得可能時間と取得場所が拡大し、市民生活の利便性が向上します。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 方向性を検討・決定 | | | 方向性に基づき、実施 | | |

| | | | | | |
|----------|---|----------|-------------------|----------|-------------------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-⑩ | 改革事項 | 保育所及び地域型保育事業の整備推進 | | |
| 担当課 | 保育幼稚園課 | 事務事業名 | 民間保育施設整備支援事業 | | |
| 改革内容 | 子ども・子育て支援事業計画に基づき、民間の保育所及び小規模保育事業等の整備を推進し、平成29年度に待機児童ゼロの実現を目指します。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 待機児童が解消し、子育てしやすい、働きやすいまちになります。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 1カ所新設補助 | | 2カ所新設補助 | | 待機児童ゼロ実現、必要に応じて対応 |

| | | | | | |
|----------|---|----------|----------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅱ-2-⑪ | 改革事項 | 既存木造建築物の耐震化の促進 | | |
| 担当課 | 建築課 | 事務事業名 | 既存建築物耐震改修促進事業 | | |
| 改革内容 | 耐震診断・耐震改修を行いたくても、費用の面から躊躇している方に対し、診断や改修の費用の一部を補助することにより耐震化を促進します。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 耐震改修をすることによって、大地震による建築物の倒壊を回避し、居住者の生命・財産を守ることができます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 継続して実施 | | | | |

Ⅲ 財政運営

行財政を運営する上で目指すところは、限られたヒト・モノ・カネという行財政資源を効果的・効率的に活用して、市民に対して質の高い行政サービスを提供することにあります。

そのなかで、「歳入増加」については、市民生活とまちづくりを支えるために必要となる、自主財源を確保することは避けて通ることができません。そのため、新たな施策として、ネーミングライツの導入やインターネットを活用した公有財産の公売を行い、歳入の増加に取り組んでいきます。また、ふるさと納税制度を活用した寄附金の拡大について方策を検討し、実施していきます。

また、納税の公平性を確保する観点から市税徴収率の向上に努め、債権回収における情報、スキルの共有、集約等を行うことにより、適正かつ効率的な債権管理を推進します。

「歳出減少」については、扶助費や医療費などの社会保障費が増大するなど、今後も厳しい状況が続くことが見込まれています。よって、今後もコスト意識による経営的視点に立ち、徹底した事業の見直しによる歳出の抑制に取り組んでいきます。

また、公共施設マネジメントの推進では、中長期的な視点から各公共施設の維持管理の方向性を示し、計画的な公共施設の保全、効率的な維持管理、長寿命化の推進を図っていきます。地方公会計の整備では、地方公会計の導入による財務諸表の作成・活用により、バランスの取れた経営システムの確立を図っていきます。

| 大 柱 | 中 柱 | 改 革 項 目 | 頁 |
|--------|--------|----------------------|-----|
| Ⅲ 財政運営 | 1 歳入増加 | ①ふるさと納税制度を活用した寄附金の拡大 | 3 2 |
| | | ②広告入り行政情報案内板の導入 | 3 2 |
| | | ③ネーミングライツの導入 | 3 3 |
| | | ④公有財産のインターネット公売 | 3 3 |
| | | ⑤市税収納率向上と滞納額縮減 | 3 4 |
| | | ⑥市債権回収の一括管理化による滞納額縮減 | 3 4 |
| | | ⑦水洗化率の向上 | 3 5 |
| | 2 歳出減少 | ①時間外勤務の削減 | 3 5 |
| | | ②事業提案制度の導入 | 3 6 |
| | | ③窓口業務の外部委託の導入 | 3 6 |
| | | ④家庭系燃やすごみ排出量の減量 | 3 7 |
| | | ⑤公共施設マネジメントの推進 | 3 7 |
| | | ⑥地方公会計の整備 | 3 8 |
| | | ⑦企業会計への移行 | 3 8 |

1 歳入増加

| | | | | | |
|----------|---|--------|---------------------|--------|--------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-1-① | 改革事項 | ふるさと納税制度を活用した寄附金の拡大 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 企画調整事業 | | |
| 改革内容 | ふるさと納税制度の基本的性格や仕組みを踏まえ、本市における寄附額の増額を図るための制度拡大を図ります。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 自主財源の増加はもちろんのこと、市内事業者の活性化、市外へのPRなど市全体の好感度が向上します。 | | | | |
| 計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | | | | |

| | | | | | |
|----------|---|--------|-------------|--------|--------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-1-② | 改革事項 | ネーミングライツの導入 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 行財政改革推進事業 | | |
| 改革内容 | 公共施設等の命名権を民間企業等に売却し、その収入によって、施設運営等に係る資金を生み出していきます。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 命名権を売却することにより、長期的な安定収益が見込まれます。また、スポンサー側にとっては施設来場者へのPR、広報等への掲載等により、企業名や製品名等の認知度向上・イメージアップ等の効果が得られます。 | | | | |
| 計画 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 平成31年度 |
| | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|----------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-1-③ | 改革事項 | 公有財産のインターネット公売 | | | |
| 担当課 | 財政課 | 事務事業名 | 公有財産等管理事業 | | | |
| 改革内容 | 公有財産及び物品(市所有車両及び備品等)のインターネットによる公売を行います。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 電子媒体において公売することによって、広く広報され、入札参加者の増加及び落札価格の上昇が見込まれ、財源の確保につながります。また、物件を一度に売却するような場合でも、従来の入札公告し、会場を設置し、執行する公売に比べて事務負担が軽減されます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | | | | | | |

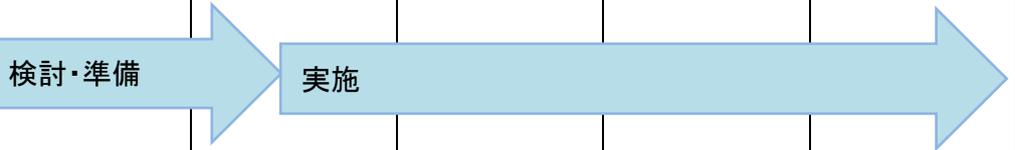
| | | | | | | |
|----------|---|----------|---------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-1-④ | 改革事項 | 市税収納率向上と滞納額縮減 | | | |
| 担当課 | 収納課 | 事務事業名 | 市税滞納整理事務 | | | |
| 改革内容 | これまで市税は収納課、国保税は国保年金課で徴収事務を行っていましたが、平成28年度より市税と国保税の徴収を一元化することで、さらなる業務の効率化を図ります。また、各種財産の滞納処分に必要な専門知識を有する職員を育成し、新たな滞納処分の実施を行います。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 高額滞納者や長期に渡る滞納者の解消による滞納額の縮減が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | | | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|---------------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-1-⑤ | 改革事項 | 市債権回収の一括管理化による滞納額縮減 | | | |
| 担当課 | 収納課 | 事務事業名 | 新規事業 | | | |
| 改革内容 | 市税以外(保育料、学童保育料、学校給食費等)の債権滞納額を効率的に縮減するため、収納課と債権担当課が連携し、徴収困難事案の滞納整理を行う組織として、債権回収担当を設置します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 市税以外の公債権・私債権滞納者に対し、専門知識を有する職員が対応することにより、市税以外の滞納額の縮減が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 検討 | 実施 | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|-----------------|----------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-1-⑥ | 改革事項 | 水洗化率の向上 | | | |
| 担当課 | 河川下水道課 | 事務事業名 | 水洗化促進事業 | | | |
| 改革内容 | 公共下水道は、公衆衛生を向上させ、公共用水域の水質を保全するという役割を持ちます。そのためには、公共下水道が使用できる区域にある建物などから排水される汚水を下水道へ接続することが必要です。現在(平成 27 年 3 月末)、水洗化率は 95.2%となっており、水洗化率向上のため、毎年、未接続の方へ個別訪問や接続の依頼文書を郵送しております。また、下水道へ接続をしたいが費用の捻出ができない方については、「吉川市水洗便所改造資金融資制度」を案内しておりますが、融資制度の利用者は少ない状況です。そこで、融資制度の利用件数を増やすため、近隣市町の情報など収集し、利用しやすい制度への検討を行います。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 公共用水域の水質や悪臭が改善されます。また、施設を維持管理するための財源となる下水道使用料が増加します。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 情報収集 | 制度の見直し、必要に応じて変更 | | 運用実施 | | |

2 歳出減少

| | | | | | |
|----------|---|----------|----------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-2-① | 改革事項 | 時間外勤務の削減 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 人事管理事務 | | |
| 改革内容 | 時間外勤務の要因を分析し、必要に応じた対策を行い、時間外勤務を削減します。また、選挙事務や確定申告受付業務について、組織を横断する応援体制とします。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 職員の健康維持を図り、質の高い市民サービスを提供します。また、時間外勤務手当の支給額が削減されます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| |  | | | | |

| | | | | | |
|----------|--|----------|--------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-2-② | 改革事項 | 事業提案制度の導入 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | アウトソーシング推進事業 | | |
| 改革内容 | 民間事業者等に民間のノウハウを生かした事業提案をしていただきます。提案された事業の中で、公共施設を活用した広報収入の確保や備品及び機材の無償提供など、市との協議により効果が見込まれる事業については、民間事業者等が事業を実施していきます。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 民間事業者等のノウハウを活用することにより、公共サービス水準の向上と事業コストの低減を図ることができます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| |  | | | | |

| | | | | | |
|----------|--|----------|--------------|------------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-2-③ | 改革事項 | 窓口業務の外部委託の導入 | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | アウトソーシング推進事業 | | |
| 改革内容 | 窓口業務の外部委託化を検討し、他自治体の事例を参考に、導入について調査・研究を行います。偽装請負や公権力の行使等の法律上の課題が指摘されていますが、コストメリットについても検討した結果、導入効果が見込まれる場合には、実施をしていきます。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 窓口業務サービスを、市職員が実施するよりも、安価で行うことができます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 方向性を検討・決定 | | | 方向性に基づき、実施 | |

| | | | | | |
|----------|---|----------|----------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-2-④ | 改革事項 | 家庭系燃やすごみ排出量の減量 | | |
| 担当課 | 環境課 | 事務事業名 | 可燃ごみ収集運搬事業 | | |
| 改革内容 | 一般家庭から排出される燃やすごみの総排出量の削減を図るため、分別の徹底を図ります。また、80%が水分と言われる生ごみの重量を削減するため、水切り器・水切りネット及び生ごみ処理機等の利用をさらに推進していきます。 | | | | |
| 見込まれる効果 | ごみ処理経費を削減(収集経費、東埼玉資源環境組合分担金の削減)することができます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 家庭系ごみ一人一日当たりの排出目標 前年比マイナス1.2%以上 | | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|---------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-2-⑤ | 改革事項 | 公共施設マネジメントの推進 | | | |
| 担当課 | 政策室 | 事務事業名 | 公共施設マネジメント事業 | | | |
| 改革内容 | 平成26年度に策定した吉川市公共施設等総合管理計画に基づき、今後は総合管理計画の方針を踏まえた個別施設計画を策定し、計画的な施設の更新と効率的な維持管理をしていきます。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 吉川市公共施設等総合管理計画に基づき、長期的な視点をもって、長寿命化や更新等を計画的に行い、財政負担の軽減・平準化を図ります。また、地方公会計の整備との関連付けを行うので、より高い効果が図られます。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 個別施設計画を策定 | | 個別施設計画に基づき、実施 | | | |

| | | | | | | |
|----------|---|----------|-------------|----------|----------|--|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-2-⑥ | 改革事項 | 地方公会計の整備 | | | |
| 担当課 | 財政課 | 事務事業名 | 予算編成・予算管理事務 | | | |
| 改革内容 | 総務省が新たに作成する統一的な基準により、貸借対照表や行政コスト計算書などの財務書類を作成します。 | | | | | |
| 見込まれる効果 | 全ての自治体間で比較が可能となることで、財政状況の分かりやすい公表につながるのと同時に、予算編成や行政評価等といったマネジメントの際の情報として活用できます。また、財務書類作成の前提となる固定資産台帳の整備により、インフラを含めた全資産の情報の把握が容易になることで、公共施設マネジメントの強化につながります。 | | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 | |
| | 導入準備 | | 実施 | | | |

| | | | | | |
|----------|--|----------|---------------|----------|----------|
| 大柱-中柱-番号 | Ⅲ-2-⑦ | 改革事項 | 企業会計への移行 | | |
| 担当課 | 河川下水道課 | 事務事業名 | 下水道事業特別会計運営事業 | | |
| 改革内容 | 特別会計として運営している下水道事業を、地方公営企業法による会計処理へ移行します。これまでの現金主義会計、単式簿記の形式から、発生主義会計、複式簿記の形式を採用し、貸借対照表及び損益計算書を作成していきます。 | | | | |
| 見込まれる効果 | 企業会計を導入することにより、ストック情報の的確な把握により、施設等の適切な更新を行い、自己の経営状況を把握し易くなり計画的な運営ができます。 | | | | |
| 計画 | 平成 27 年度 | 平成 28 年度 | 平成 29 年度 | 平成 30 年度 | 平成 31 年度 |
| | 導入準備 | | | 実施 | |

1 第4次よしかわ行財政改革大綱策定の経緯

| 期 日 | 内 容 |
|----------------------|---|
| 平成26年4月 1日 | 行財政改革推進委員会委員公募 |
| 6月27日 | 行財政改革推進委員会設置 (委員3名：学識経験者1名、市民2名) |
| 7月26日 | 第1回行財政改革推進委員会 ・よしかわ行財政改革大綱及び推進プランの検証 ・市民満足度の推移（市民意識調査による） ・他自治体職員による講話 |
| 8月30日 | 第2回行財政改革推進委員会 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱」体系の検討 |
| 9月14日 | 第3回行財政改革推進委員会 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱」体系の検討② |
| 10月25日 | 第4回行財政改革推進委員会 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱」体系図（柱立て）の検討 ・個別改革項目の確認 |
| 11月 8日 | 第5回行財政改革推進委員会 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱」体系図（柱立て）の検討② ・個別改革項目の確認 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱（一部）」案の検討 |
| 12月 7日 | 第6回行財政改革推進委員会 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱」案の検討 |
| 平成27年1月19日 ～2月18日 | パブリック・コメントの実施 |
| 3月15日 | 第7回行財政改革推進委員会 ・パブリック・コメントの結果報告 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱」最終案について |
| 3月23日 | 第4次よしかわ行財政改革大綱確定 |

| | |
|---------------------|---|
| 平成27年8月29日 | 平成27年度第1回行財政改革推進委員会 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱第2版」(改革項目)案の検討 |
| 12月18日 | 平成27年度第2回行財政改革推進委員会 ・「第4次よしかわ行財政改革大綱第2版」(改革項目)案の検討 |
| 平成28年1月8日 ～2月10日 | パブリック・コメントの実施 |
| 3月11日 | 第4次よしかわ行財政改革大綱第2版策定 |

2 第4次よしかわ行財政改革大綱策定の体制

第4次よしかわ行財政改革大綱を策定するにあたり、会議の公開、議事録の公開、そして土曜日・日曜日の会議開催と広く市民から意見をいただけるよう取り組んでまいりました。

策定作業には、学識経験者と公募による市民2名の計3名で構成された行財政改革推進委員会によって行われました。組織については、以下のとおりです。

行財政改革推進委員会

(所掌事務)

行財政改革大綱に掲げられた項目の進行状況の確認を行う。
市の行財政改革に関する管理を行う。

(組織)

この委員会は3名以内をもって組織し、委員は市の行財政改革に深い関心を有する者の中から市長がこれを委嘱する。

(構成員)

- ・学識経験者 1名
- ・市民公募 2名

(庶務)

委員会の庶務は、政策室において所掌する。

3 用語説明

1 第4次吉川市総合振興計画

平成14年度から平成23年度の10か年を計画期間とし、将来像である「ひとに優しさ まちに安らぎ 未来に夢ある みんなのよしかわ」の実現に向けて、必要な政策・施策を総合的・体系的に示した市の最上位計画。

2 ISO9001 (アイエスオーキューセンイチ)

ISO(国際標準化機構)が定めた品質マネジメントシステムに関する国際規格で、品質マネジメントシステムを確立し、継続的に改善することで、顧客満足の上を目指すもの。市では平成16年2月に認証を取得し、平成19年2月からは供給者適合宣言(自己宣言)により、システムを運用している。

3 ワークショップ

従来の会議形式や講座型による形式的な住民参加方式に代わり、参加者全員が小グループで討議し、一緒に作業をしながら目標に向かって意見を積み上げ、提案をまとめていく手法。

4 パブリック・コメント

行政機関などの意志決定過程において、広く市民に素案を公表し、出された意見・情報を考慮して意志決定を行う制度。当市では、市民参画条例中で市民参画手法の一つとして位置付けている。

5 事務事業評価制度

市が実施している事務事業について、成果指標などを用いて有効性、効率性、必要性を評価する制度。行政自らが住民の視点に立って点検・評価し、その結果を次の企画立案に活かすことによって政策の質的向上を図るための一手法。

6 指定管理者制度

平成15年6月の地方自治法の改正によって、公の施設の管理に関して、民間事業者などの法人や団体についても、公の施設の管理・運営への参加が可能となる制度。

7 再任用制度

年金の支給開始年齢の引き上げなどに対応して、定年退職などをした職員を再度職員として任用する制度。再任用の任期は、1年を超えない範囲であり、年齢は65歳まで再任用することが可能。

8 パブリシティ

PRの一種でプレスリリースやインタビューへの応対などを通じて、メディアに報道として市に関する内容を取り上げてもらう活動のこと。

9 市民討議会

市政に対して発言の少ない市民の方々が、世代や職業を超えて集い、まちづくりについて話し合い、その声を行政に届け、市民が直接参加・参画するきっかけを作る仕組み。

1⁰ 公債費比率

公債費比率は、公債費充当一般財源（地方債の元利償還金等の公債費に充当された一般財源）が一般財源総額に対し、どの程度の割合になっているかを示す指標で、公債費がどの程度一般財源の用途の自由度を制約しているかを見ることにより、財政構造の弾力性を判断するもの。

1¹ アウトソーシング

事務事業の一部又は全部を外部委託するなど、効果的・効率的な事業運営機能を外部の経営資源に求めることにより、これまでの市の機能を柔軟に組み替えるための戦略的な経営手法。民営化、外部委託、指定管理者制度などを含む。

1² P F I 事業

公共施設等の建設・維持管理・運営等を民間の資金・経営能力及び技術的能力を活用して、効率的かつ効果的に実施し、市民サービスの向上やトータルコストの削減を図る手法。

1³ 協働事業提案制度

市民活動団体と市が、それぞれの役割と責任を自覚し、互いに尊重し、協力して地域や行政の課題について、市民の発想や手法を活かし、協働により解決に取り組んでいくための制度。

1⁴ 市民意識調査

市政に対する市民ニーズが多様化している中で、市の取り組みについての市民の意向（満足度・重要度）や意識を調査・把握することを目的として、毎年、市内在住の20歳以上の男女1,500人を対象に実施している調査。

1⁵ 吉川市定員適正化計画

様々な行政課題や住民ニーズに対して、より一層、簡素で効果的かつ効率的な行政運営を推進するため、平成27年4月2日から平成32年4月1日までを計画期間とし、定員の適正化を図るために策定しているもの。

1⁶ 第5次吉川市総合振興計画

平成24年度から平成33年度の10か年を計画期間とし、将来像である「人とまちが輝く 快適都市 よしかわ」の実現に向けて、必要な政策・施策を総合的・体系的に示した市の最上位計画。

1⁷ 財政力指数

地方公共団体の財政力の強さを示す指標で、地方交付税法の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去3年間の平均値のこと。財政力指数が1.0を超えると普通地方交付税の交付を受けない不交付団体となり、財政力指数が高いほど留保財源が大きいことを示し、財源に余裕があるといえる。

18 臨時財政対策債

地方一般財源の不足に対処するために、特例として発行される地方債。必要に応じて地方自治体が発行し、地方公共団体の借り入れの有無にかかわらず、その元利償還金相当額を後年度基準財政需要額に算入することとされている。